

奥州市監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により行った定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成25年10月30日

奥州市監査委員 及 川 新 太
奥州市監査委員 松 本 富二郎
奥州市監査委員 及 川 梅 男

1 監査の概要

(1) 監査の実施期間

予備監査 平成25年5月20日から5月21日まで

本監査 次のとおり

部課等（機関）名	実施期日	担当監査委員
下三照幼稚園	平成25年5月22日	及 川 新 太 松 本 富二郎
佐倉河幼稚園	平成25年5月22日	
羽田幼稚園	平成25年5月22日	
南都田幼稚園	平成25年5月23日	
若柳幼稚園	平成25年5月23日	
小山東幼稚園	平成25年5月23日	
小山西幼稚園	平成25年5月23日	
上姉体幼稚園	平成25年5月24日	松 本 富二郎
黒石幼稚園	平成25年5月24日	
前沢北幼稚園	平成25年5月24日	松 本 富二郎 及 川 梅 男
岩谷堂幼稚園	平成25年5月24日	
前沢東幼稚園	平成25年5月27日	
前沢南幼稚園	平成25年5月27日	
衣里幼稚園	平成25年5月27日	
衣川幼稚園	平成25年5月27日	

(2) 監査の対象とした事項及び範囲

平成24年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）における財務等に関する事務の執行。なお、一部平成23年度分についても対象とした。

(3) 監査の目的及び着眼点

財務に関する事務が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

2 監査の結果

部課等（機関）名	監査の結果
下三照幼稚園	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
佐倉河幼稚園	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
羽田幼稚園	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
南都田幼稚園	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
若柳幼稚園	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
小山東幼稚園	財務等に関する事務について、おおむね良好に執行されていたと認められた。
小山西幼稚園	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
上姉体幼稚園	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
黒石幼稚園	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
前沢北幼稚園	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
岩谷堂幼稚園	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
前沢東幼稚園	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
前沢南幼稚園	財務等に関する事務について、おおむね良好に執行されていたと認められた。
衣里幼稚園	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
衣川幼稚園	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。